

男女共同参画の推進に関する 施策の実施状況（年次報告書）

令和5年度の実施状況、取組に対する評価と課題・今後の方向性

目次

- しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～(改定版)の概要・・・P1
- 計画の施策体系図・・・P2～3
- 男女共同参画に関する施策の実施状況
 - 基本施策1 すべての世代における男女共同参画の理解の促進・・・P4～P5
 - 基本施策2 あらゆる分野における男女の活躍推進《女性活躍推進計画》・・・P6～P9
 - 基本施策3 暴力への対策の推進・・・P10
 - 基本施策4 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるための支援・・・P11～P13
- 資料
 - 資料1 審議会などへの女性の参画状況・・・P14～P15
 - 資料2 女性職員の割合・・・P16
 - 資料3 男女共同参画講座実施状況・・・P17
 - 巻末資料 第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画に基づく取組内容・・・P18～P22

計画の基本理念

性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、
個人の能力を十分発揮できる社会の実現

- 1 誰もが性別による差別を受けず、人権が尊重される町をめざします。
- 2 性別による固定的な役割分担などにとらわれず、個性と能力を十分に発揮できる町をめざします。
- 3 性別にかかわらず、町における政策や事業者における方針の立案・決定に共同して参画する機会が確保される町をめざします。
- 4 男女ともに子育て、家族の介護など家庭生活における活動と社会生活における活動に対等な立場で参画できる町をめざします。
- 5 国際的な協調のもとに男女共同参画の推進に向けた取組を行います。
- 6 男女がそれぞれの身体的特徴について理解を深め、妊娠や出産などに関する自己決定が尊重され、生涯を通じ健康に過ごすことができる町をめざします。
- 7 男女ともに身体的、心理的、経済的または性的な暴力を受けることのない町をめざします。

しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～(改定版)の概要

1. 計画の位置づけ

(1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する市町村男女共同参画計画です。

(2)「島本町男女共同参画推進条例」第10条に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

(3)計画の基本施策2「あらゆる分野における男女の活躍推進」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての基本計画(女性活躍推進計画)」として位置づけています。

(4)計画の基本施策3「施策の方向1 DVの防止と被害者保護の推進」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(DV対策基本計画)」として位置づけています。

(5)国の「男女共同参画基本計画」、大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」の内容を踏まえるとともに、「島本町総合計画」を上位計画とし、他の個別計画との整合性を持たせた計画です。



2. 計画の期間

平成24(2012)年度から令和5(2023)年度。当初10年計画として策定し、平成29(2017)年3月に社会情勢の変化などを踏まえ改定した後、新型コロナウイルス感染症の影響などによる期間延長を経て、令和6(2024)年3月をもって第2期計画は終了しました。

令和6(2024)年4月からは、後継計画である「しまもとスマイルプラン～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」に基づき取組を進めています。

3. 本報告書について

この報告書は、島本町男女共同参画推進条例第18条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめたものです。

上記計画の第3章(施策の展開)に掲げる各種施策の前年度実施状況とその取組に対する評価と課題・今後の方向性を記載しています。

計画の施策体系図



施策の展開	具体的施策
①男女共同参画の意識づくり	No.1 男女共同参画に関する調査研究および情報提供 No.2 男女共同参画推進のための啓発の推進
②男女共同参画に関する苦情等申出制度の周知および相談支援	No.3 男女共同参画に関する苦情等申出制度の周知 No.4 男女共同参画に関する相談の実施
①学校教育、就学前教育・保育における男女共同参画の推進	No.5 男女共同参画の視点に立った教育や保育の推進 No.6 男女共同参画の視点に立った職業観の育成
②家庭教育における男女共同参画の推進	No.7 男女共同参画の視点に立った家庭教育への支援
①メディアを適切に活用する能力の向上支援	No.8 情報技術に関する学習機会の充実 No.9 学校における情報教育
②性非行防止と環境浄化の推進	No.10 性非行防止と環境浄化の推進 No.11 青少年をインターネット上の有害情報にアクセスさせないための取組の推進
③町の情報発信における男女共同参画の視点の反映	No.12 町が提供する情報、刊行物の点検
①審議会などへの女性の参画その促進	No.13 審議会などへの女性の参画の促進
②役場における女性の登用の促進	No.14 役場における女性の登用の促進
①地域活動への支援	No.15 女性交流室の充実と活用の促進 No.16 地域活動の支援
②防災における男女共同参画	No.17 男女共同参画の視点に立った災害対策
①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進	No.18 ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発 No.19 育児・介護休業を取得しやすい環境づくり No.20 男性の家事・育児・介護への参加促進
②仕事と子育て・介護の両立のための基盤整備	No.21 多様な保育および子育て支援の実施 No.22 家族介護者の支援
③役場における仕事と家事・子育て・介護の両立支援	No.23 役場における啓発・両立支援
①就労の場における男女の均等な機会と待遇確保の推進	No.24 均等な機会や待遇の確保に向けた啓発の推進 No.25 労働者への学習機会の提供
②就労および再就職に関する支援	No.26 就労に関する相談支援 No.27 就職フェアの開催および求人情報の提供 No.28 女性の就労や再就職に関する情報提供
③多様な働き方への支援	No.29 パートタイム労働者への支援 No.30 自営業などにおける従業員への支援
④職場におけるハラスメントの防止と心身の健康保持	No.31 職場におけるハラスメントの防止 No.32 職場における心身の健康の保持
①DVを許さない社会づくり	No.33 広報啓発活動の推進 No.34 デートDVに関する啓発
②安心して相談できる体制づくりと被害者の安全確保	No.35 相談窓口の周知・充実 No.36 庁内連携による一貫した被害者支援対策 No.37 庁外機関との連携による通報および被害者保護対策の推進
③被害者の自立支援	No.38 自立支援の推進 No.39 子どもの安全確保と心のケア
①男女間の暴力の防止に向けた取組	No.40 性犯罪やストーカー行為など男女間の暴力の防止に向けた取組
②親子間の暴力の防止に向けた取組	No.41 児童虐待の防止に向けた取組 No.42 高齢者虐待の防止に向けた取組
①妊娠や出産などに関する健康と権利についての啓発	No.43 妊娠や出産などに関する女性の権利の理解促進 No.44 学校における性教育の推進
②ライフステージに応じた心身の健康づくり	No.45 障害を通じた心身の健康づくり支援 No.46 妊娠・出産時における健康支援 No.47 学校における健康教育の推進
①高齢者、障害者の自立支援と社会参加の促進	No.48 高齢者に対する保健福祉事業と介護保険事業の推進 No.49 高齢者の社会参加と生きがいづくり支援 No.50 介護に関する意識啓発および支援 No.51 障害者の自立および社会参加に対する支援
②ひとり親家庭への自立支援	No.52 ひとり親家庭の自立支援
③外国人が暮らしやすい環境づくり	No.53 外国人への情報提供の充実

男女共同参画に関する施策の実施状況

凡例	【 】は第3期男女共同参画社会をめざす計画の該当・関係施策番号
----	---------------------------------

基本施策 1 すべての世代における男女共同参画の理解の促進

施策の方向		1. 誰もが共感できる啓発の推進		
施策の展開		1男女共同参画の意識づくり		
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
1	男女共同参画に関する調査研究および情報提供	広報誌、ホームページ、SNSにおいて、講座や男女共同参画に関する情報を掲載した。 人権文化センター及びふれあいセンター1階「男女共同参画インフォメーション」にチラシ等を配架し、各種情報提供を行った。	国際的な動きや国、府などの取組と連携しながら、広報やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用して情報発信に努める。また、ふれあいセンター1階「男女共同参画インフォメーション」及び人権文化センターに新設した「学びとほっこりルーム」に資料を配架し情報提供に努める。【NO.8】	人権文化センター
2	男女共同参画推進のための啓発の推進	男女共同参画を推進するため、資料3「男女共同参画講座実施状況」のとおり、各種講座を実施した。なお、新型コロナウイルスの感染状況が一定落ち着いたことなどから参加型の講座の実施に重点を置いた。	実践型の講座については、参加人数は少ないがアウトプット効果は高かったと思われる。講座の開催などを通じて、ジェンダー平等への理解を深めたり、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の気づきと行動変容につながるような機会の提供に努める。【NO.9】	人権文化センター
		各種強化週間・月間に広報記事掲載・SNS記事配信・ホームページ掲載・ポスター展示・関連図書の集約展示等を実施し、啓発を行った。その他の啓発を行ったものは以下に追記。 ①若年層の性暴力被害予防月間(4月) ②男女共同参画週間(6月23日～29日) 女性相談実施時間を夜間へ時間変更 ③OSAKA女性活躍推進月間(9月) ④女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日) 広報記事掲載・ポスター掲出・人権文化センターホールをパープルに飾りつけ・職員のパープルリボン着用推進・女性相談実施時間を夜間へ時間変更 ⑤女性の人権ホットライン強化週間(11月12日～18日)	今後とも、男女共同参画に関連した各種強化期間においては、様々な手法を用いて周知に努める。【NO.8】	人権文化センター
		性の多様性への配慮のため、印鑑証明書やその交付に係る申請書等の記載事項から性別に関する事項を削除している。	今後も様式を定める際は、性の多様性に配慮して様式を定めるよう努める。 また、府と連携して「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知に努める。【NO.10】	住民課 人権文化センター
施策の展開		2男女共同参画に関する苦情等申出制度の周知および相談支援		
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
3	男女共同参画に関する苦情等申出制度の周知	町ホームページを通じ、苦情等申出制度について周知した。	引き続き、苦情等申出制度の周知と適切な運用に努める。【NO.13】	人権文化センター
4	男女共同参画に関する相談の実施	あらゆる女性の悩みに関して相談を受けるため相談業務を実施した。夜間相談、保育付き相談を実施するなど充実を図った。 ・女性相談 【日時】毎月第2水曜日・第4火曜日 午後1時～5時 【件数】58件 ・保育付き相談 5月23日・8月22日・12月26日・2月27日 ・夜間相談 6月27日・9月26日・11月28日・3月26日 午後5時～午後7時	予約率の高い状況が続いている。引き続き、DVを含めた様々な悩みの相談に応じるとともに、「相談するほどではない」と思うようなことでも気軽に相談できる窓口であることを周知し、積極的な活用の促進に努める。また、夜間や保育付き相談を実施し、色々な方が相談しやすい体制を整える。【NO.37】	人権文化センター
		法務省の女性の人権ホットラインや大阪府の女性相談センター、性暴力被害者救援センター等の相談窓口について、情報カードをふれあいセンター女性トイレに配架するとともに広報誌、ホームページ、SNSで周知した。	各種相談機関について、広報誌等で周知する。【NO.37】	人権文化センター
		人権相談及び総合生活相談において、性別を理由とする差別も含む、さまざまな悩みの相談に対応した。 ・人権相談 【件数】65件 ・総合生活相談 【件数】10件		

施策の方向 2. 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進				
施策の展開 1学校教育、就学前教育・保育における男女共同参画の推進				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
5	男女共同参画の視点に立った教育や保育の推進	小中一貫教育の視点に立った系統性、連続性のある教育(人権尊重や男女平等など)を推進した。	カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、人権及び男女共同参画について理解を深めることができるよう、子どもたちの発達段階に応じた授業を行い、違いを理解し、自他を尊重することができるように推進する。昨年度に引き続き、教職員を対象に性的マイノリティに関する研修を実施する予定である。【NO.2】	教育推進課
		保育所・幼稚園において、個人の個性や能力を尊重した保育を提供した。	令和6年度以降についても、男女共同参画に関する研修の積極的な参加に努めるとともに、ジェンダーに捉われない男女共同参画の視点にたった保育を行う。【NO.1】	子育て支援課
		コロナ禍で中止していた町立中学校における男女共同参画講座を再開した。 第一中学校:知っていますか?「デートDV」(3年生) 第二中学校:性教育講座(1年生)	今後も学校と連携しながら、デートDVや性教育などをテーマとした講座を実施する。【NO.2、34、49】	人権文化センター
6	男女共同参画の視点に立った職業観の育成	中学生ではキャリア教育を二学期中心に実施し、性別による固定的な考え方にとらわれない職業観や勤労観等を育成した。小学校でも社会見学や出前授業をとおして、将来の職業観を醸成した。	性別による固定的な考え方にとらわれない職業観や勤労観等を育成するためのキャリア教育を実施する。令和5年度から実施を始めた地域等と連携しながら行う職業学習のさらなる充実を図る。【NO.3】	教育推進課
施策の展開 2家庭教育における男女共同参画の推進				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
7	男女共同参画の視点に立った家庭教育への支援	広報誌や啓発講座を通じて、男女共同参画の視点に立った家庭教育のあり方について啓発を行った。	引き続き、広報誌や啓発講座を通じて、男女共同参画の視点に立った家庭教育のあり方や固定的性別役割分担意識の解消について啓発する。【NO.8】	人権文化センター

施策の方向 3. 情報の活用・発信などにおける人権の尊重				
施策の展開 1メディアを適切に活用する能力の向上支援				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
8	情報技術に関する学習機会の充実	難易度別に3段階に分けてパソコン教室(連続6回講座)を実施した。 開催回数:3コース×6回 のべ参加者数:108人	パソコン講座は毎年定員を上回る申込があることから、今後も需要を見極めながら実施する。【NO.6】	人権文化センター
		インターネットに係る人権を題材に人権擁護委員による人権教室を実施した。 教材:自分の胸に手を当てて	当面の間、同内容で実施する。【NO.7】	人権文化センター
		大阪府母子寡婦福祉連合会主催のパソコン講座など、ひとり親家庭の親を対象とした講習会を広報掲載した。	今後も広報掲載するとともに、母子・父子自立支援相談員からも情報提供を行っていくよう努める。【No.6】	福祉推進課
9	学校における情報教育	小中学校において、様々な情報モラルに関する指導をした。	情報の分野については毎年知識が更新されていくため、引き続き、町教育研究会情報部会及びGIGAスクール連絡会を中心に研究を行い、小中学校における情報モラルの授業に反映し、児童生徒に情報社会における正しい判断や望ましい対応や行動、危険回避に関する知識を伝える。【NO.7】	教育推進課
施策の展開 2性非行防止と環境浄化の推進				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
10	性非行防止と環境浄化の推進	青少年指導員協議会において、青少年が心身ともに健全に成長するとともに、青少年非行防止を目的とした活動を実施した。 定例会:毎月1回開催 パトロール及び啓発活動:随時実施(令和5年度は島本夏まつり夜間パトロール、夏期夜間パトロールを実施) 青少年健全育成大会を所管 いきいき・ふれあい教育事業実行委員会、「こども110番の家」運動等に参画	昨年度に引き続き、島本夏まつり夜間パトロール及び夏期夜間パトロールを実施予定。なお、夏期夜間パトロールにおいては、従来のルートを見直し新たな地域を巡回予定である。また、青少年健全育成大会においては、令和5年度と同様にふれあいセンターにて開催予定。今後も青少年指導員協議会等の活動や「こども110番の家」運動等を推進し、青少年の健全な育成に取り組む。 (いきいき・ふれあい教育事業実行委員会は、令和6年3月末を以て解散が決定された)	生涯学習課
		令和5年度はピンク看板に該当するものはなかったが、不法屋外広告物等の撤去を実施し、環境の整備に努めた。	今後も不法屋外広告物等の撤去を実施し、環境の整備に努める。	環境課
11	青少年をインターネット上の有害情報にアクセスさせないための取組の推進	携帯電話会社が主催するオンラインセミナーを利用し、生徒に携帯電話の制限やフィルタリングサービスの利用、有害情報等について注意喚起した。	各校においてオンラインセミナーの実施を継続的に実施し、保護者に対してもフィルタリングサービスやスマホ等の使用に関する啓発を行う。また、文部科学省や府の作成した教材等を用い、児童生徒に対する情報モラルの教育を推進する。【NO.7】	教育推進課
施策の展開 3町の情報発信における男女共同参画の視点の反映				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
12	町が提供する情報、刊行物の点検	性別に基づく固定観念に捉われず、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、広報しまと・町ホームページを作成する際に、男女共同参画の視点に立った表現に留意した。	昨年度同様、課題は見受けられなかったため、今後に関しても男女共同参画の視点に立ち、広報誌等の作成に努める。【NO.12】	政策企画課

基本施策 2 あらゆる分野における男女の活躍推進《女性活躍推進計画》

施策の方向 1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進				
施策の展開 1審議会などへの女性の参画の促進				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
13	審議会などへの女性の参画の促進	各審議会等委員の女性委員比率(40%以上60%未満)の目標達成に向けて、4月に各課長宛に審議会等における女性の登用促進について通知した。また、目標数値に達していない審議会等の所管課に対し、ヒアリングを行うとともに、登用促進方法を例示し、女性の登用について働きかけた。	引き続き、目標数値に達していない課に対しては登用が伸び悩む事情の確認を行う。また、通知および情報提供をとおして女性の登用について働きかける。【NO.14,15】	(登用促進) 全庁 (周知啓発) 人権文化センター
施策の展開 2役場における女性の登用の促進				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
14	役場における女性の登用の促進	女性管理職登用促進のため、管理職への登用においては、男女の区別なく個人の能力により処遇し、適材適所の登用に努めた。 また、採用においては、性別にかかわらない人物本位の選考により、有為な人材の確保に努めた。 資料2 女性職員の割合を参照	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定した「島本町特定事業主行動計画(目標年次:令和7年度)」により、引き続き同左の取組等を行い、意欲と能力のある女性職員の登用及びキャリア形成支援に努める。【NO.16】	人事課
		女性職員のキャリア形成を支援するため、次のとおり取り組んだ。 ・知識・経験を蓄積した女性職員の出産・育児・介護等による離職を防ぐため、仕事と子育て・介護を両立させる制度をまとめた「両立支援ハンドブック」を作成し、職員へ配布を行い、育児休業等の取得を促進させるなど、両立支援に努めた。	同上	人事課
		過去の改修工事実施により、女性用更衣室、宿直室、仮眠室、浴室、トイレ等を設置し、女性消防吏員が24時間の隔日勤務に従事できる環境を備えている。	今後も、消防吏員が性別に関わりなく勤務できる環境整備に努める。【No.21】	消防本部

施策の方向 2. 地域活動への支援				
施策の展開 1地域活動への支援				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
15	女性交流室の充実と活用の促進	女性交流室は令和元年7月末をもって閉鎖した。人権文化センターを男女共同参画に関する学習・交流活動を支援する場として活用した。	令和6年度には、元生活改善教養室を一般利用に開放する予定である。今後も、人権文化センターを男女共同参画に関する学習・交流活動を支援する場として活用する。	人権文化センター
16	地域活動の支援	自治会に対し運営補助金の交付や物品の貸出を行い、性別にかかわらず主体的に地域で活動できる自治会の活動を支援した。	性別にかかわらず主体的に地域で活動できる自治会の活動を支援する。	政策企画課
施策の展開 2防災における男女共同参画				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
17	男女共同参画の視点に立った災害対策	防災対策に広く女性の意見を取り入れるため、防災会議への女性委員の登用促進をした。	継続して取り組む。【No.14】	危機管理課
		液体ミルクやプライバシーを確保できる更衣室テント、災害用仮設トイレに設置するサンタリーボックスを備蓄し、男女共同参画の視点に配慮した防災対策を行った。	継続して取り組む。【No.59】	危機管理課
		男女共同参画講座を実施した。 【講座名】家族で学ぶ海外時のクッキング	防災や災害時における男女共同参画の推進について今後も継続して取り組む。【NO.58】	人権文化センター

施策の方向		3. 仕事と家事・子育て・介護の両立支援		
施策の展開		1ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進		
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
18	ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	男女共同参画講座内でワーク・ライフ・バランスについて周知した。(開催した講座は資料3参照)	今後も、ワーク・ライフ・バランスについて講座や広報誌等とおして啓発を行う。【NO.17】	人権文化センター
		近隣自治体と合同でワークルールセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて啓発した。	近隣自治体と合同で「働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー」を開催し、ワーク・ライフ・バランスについて継続した啓発を行う。【NO.17】	にぎわい創造課
19	育児・介護休業を取得しやすい環境づくり	茨木公共職業安定所等や島本町企業内人権啓発推進連絡会との連携により、事業所対象の研修や啓発を実施した。また、茨木公共職業安定所から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知した。	今後も、茨木公共職業安定所や島本町企業内人権啓発推進連絡会と連携し、研修や啓発を行う。また、茨木公共職業安定所等から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知する。【NO.18】	人権文化センター
		育児・介護休業に関するチラシを配架し周知を行った。	育児・介護休業に関するチラシを配架し周知を行う。【NO.18】	にぎわい創造課
20	男性の家事・育児・介護への参加促進	男女共同参画を推進するため、資料3「男女共同参画講座実施状況」のとおり、各種講座を実施した。	今後も、講座や広報誌を通して啓発を行う。【NO.9,19】	人権文化センター
		大人のための初めての料理教室の取組を終了した。	料理動画やSNS配信等により個人のニーズに合わせた学びが可能となった社会的背景を踏まえ、当課における料理教室はすべて取組終了とした。今後はホームページやSNSを活用し食育啓発に取組むこととしている。	すこやか推進課
		男性の育児参加を促進するため、パパママクラスを実施した。 【実施回数】5回 【受講者数】延べ59人(男性)	日曜日開催で夫婦での参加が多く、男性の育児参加の促進につながっている。また、令和4年度より再開した妊婦体験では、母の体調を考える機会となっており、今後も引き続き男性の育児参加の促進に努める。【NO.20】	すこやか推進課
		育児参加に関する図書の貸し出しを保育所において実施し、男性保護者の育児参加に関する意識を促進した。また、保育士が男性の育児参加について学ぶ研修を実施した。	保育士研修等において男性の育児参加について学ぶ機会を設けることで、職員自身の知識と理解を深め、男性保護者による育児参加の促進に生かす。【NO.19】	子育て支援課
施策の展開		2仕事と子育て・介護の両立のための基盤整備		
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
21	多様な保育および子育て支援の実施	「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画」(令和2年3月策定)に基づき、「すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成」を基本理念とし、各種の子育て支援事業を計画的に推進した。	計画に基づき各種の子育て支援事業を実施・推進した。今後も、当該計画に基づき各種の子育て支援事業を計画的に推進していく。【NO.31】	子育て支援課
		保育士を確保するため、町ホームページ、広報及びハローワークを通じて募集を行った。	欠員が生じている保育所保育士及び延長保育士について、引き続き町ホームページ、広報等を通じて募集を行う。今後も、当該計画に基づき各種の子育て支援事業を計画的に推進していく。【NO.31】	子育て支援課
		多様な保育ニーズに対応するため、病児保育事業(病児対応型)、一時預かり事業及び休日一時預かり事業を実施した。 【事業名】病児保育事業(病児対応型) 【利用児童数】延べ68人 【事業名】一時預かり事業 【利用児童数】延べ1,552人 【事業名】休日一時預かり事業 【利用児童数】延べ2人	多様な保育ニーズに対応するため、昨年度と同様に病児保育事業及び一時預かり事業を実施する。また、休日一時預かり事業については、ニーズに応じて実施する。【NO.31】	子育て支援課
		町立幼稚園において保護者の就労等により長時間の保育が必要な園児を対象に保育を行った。 【事業名】預かり保育 【利用児童数】延べ1,927人(就労支援型を含む。) 【事業名】就労支援型幼稚園 【利用児童数】4人(令和6年3月末時点)	保護者の就労等により保育が必要な園児を対象に、引き続き預かり保育を実施する。【NO.31】	子育て支援課
		離乳食や遊びのことなど、保護者が日頃疑問に感じていることを管理栄養士・保健師・保育士に相談できる場を提供した。 【事業名】赤ちゃん教室「離乳食のすすめ方」 【参加者数】延べ42人	保護者からの具体的な相談に応え、親子交流の場を提供することができた。 引き続き、感染症対策に留意し、事業を実施する。【NO.20】	子育て支援課

21	多様な保育および子育て支援の実施	子育て家庭の孤立防止や不安感などの軽減を図るため、地域子育て支援拠点事業に対し、補助を行った。 【事業名】 山崎保育園 地域子育て支援センター なかよしランド 【参加者数】保護者延べ370人 子ども延べ380人 なかよしランド講座 【参加者数】保護者延べ371人 子ども延べ384人 子育てサークルの支援センター利用状況 【利用者数】保護者延べ29人 子ども延べ55人 【事業名】 休日園庭開放 【利用者数】保護者延べ97人 子ども延べ122人 【事業名】 つどいの広場(ばんだのいえ) 【参加者数】保護者延べ3,222人 子ども延べ3,516人 【事業名】 しまもと子育て支援センターひまわり 里山広場 【参加者数】保護者延べ78人 子ども延べ91人 子育て講座 【参加者数】保護者延べ68人 子ども延べ82人 赤ちゃん広場・わらべうた講座 【参加者数】保護者延べ40人 子ども延べ41人 うたと絵本講座 【参加者数】保護者延べ31人 子ども延べ36人 【事業名】 認定こども園ゆいの詩 地域子育て支援センター 子育て広場 【参加者数】保護者延べ37人 子ども延べ36人	子育て中の親子が気軽に集い、遊びを通じて参加者同士の交流を図る場の提供ができた。引き続き親子交流の場の提供と育児不安解消に努める。【NO.20,31】	子育て支援課
		ファミリー・サポート・センター事業を実施した。 【会員数】 321人(依頼会員 273人、提供会員 35人、両方会員 13人) 【利用件数】816件	地域での相互援助活動のため、ファミリー・サポート・センター事業を実施した。依頼会員の多様なニーズに対応するため、提供会員を増員するよう、引き続き広報等により会員募集を行う。【NO.31】	子育て支援課
		【事業名】山崎保育園地域子育て支援センター育児相談 【件数】 14件 【事業名】しまもと子育て支援センターひまわりの育児・発達相談 【件数】138件 【事業名】認定こども園ゆいの詩地域子育て支援センターの育児相談 【件数】 35件	子育てに関する悩みや発達相談など、保育士による相談を実施した。引き続き、育児に関する様々な悩み相談を実施する。【NO.31】	子育て支援課
		町内の小学校で学童保育室を運営し、児童の受入れを行った。 【入室児童数】567人(R5.4.1現在)	常態的な就労等の理由で保護者が家庭で監護できない小学生児童を預かり、児童の安全と健全育成並びに保護者の仕事と子育ての両立を支援していく。【NO.31】	教育総務課
		生後4か月までの乳児と家族に対して、保健師・助産師等が訪問し、計測、育児・母乳・予防接種相談等に対応した。また、母親の精神面の状況を確認し、必要なサービス等につないだ。併せて、島本出合いの絵本事業として、絵本を1冊プレゼントした。 【事業名】こにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業) 【訪問実人数】207人	育児に関する相談を受ける等子育て家庭を支援するため、引き続き同左の事業を実施する。【NO.31】	すこやか推進課
22	家族介護者の支援	島本町地域包括支援センターを中心に、介護に携わる家族からの悩みや心配事などの相談への対応、サービスの紹介等を行なった。 【相談件数】延べ1,302件	高齢者の総合相談窓口である島本町地域包括支援センターと連携しながら、介護にかかわる家族の相談へ対応し支援していく。【NO.32】	高齢介護課

施策の展開		3役場における仕事と家事・子育て・介護の両立支援		
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
23	役場における啓発・両立支援	「島本町特定事業主行動計画」に基づき、性別にかかわらず家事・育児・介護に携わることができるよう働き方の見直しを進めるとともに、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに努めた。 【時間外勤務の縮減】 「時間外勤務の適正化方針」に基づき、定時退庁日の推進などにより、その縮減に努めた。(月平均時間数:9時間) 【休暇取得促進】 年次有給休暇の計画的な取得などに努めた。(年間平均取得日数:15日4時間) 【仕事と育児の両立に向けての職場環境づくり】 各職場での相互応援、人事管理上の配慮などに努めた。	「島本町特定事業主行動計画」に基づき、引き続き同左の取組等を行い、働き方の見直し及び両立支援に努める。 【NO.16】	人事課
		男性の育児休業に対する職場の理解を深め、取得しやすい雰囲気の醸成を図るとともに、周知に努めた。 【男性職員の育児休業の取得率】 100% 【男性職員の配偶者出産休暇の取得率】 100% 【男性職員の育児参加休暇の取得率】 89%	同上(引き続き、各制度の取得率向上を目指す。)	人事課
		イクボスの育成に向け、日常の業務を通じ啓発に努めた。	同上	人事課

施策の方向 4. 働きやすい環境づくりの推進

施策の展開 1就労場における男女の均等な機会と待遇確保の推進

No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
24	均等な機会や待遇の確保に向けた啓発の推進	茨木公共職業安定所等や島本町企業内人権啓発推進連絡会との連携により、事業所対象の研修や啓発を実施した。また、茨木公共職業安定所から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知した。 【再掲 施策No.19】	今後も、茨木公共職業安定所や島本町企業内人権啓発推進連絡会と連携し、研修や啓発を行う。また、茨木公共職業安定所等から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知する。 【NO.22】	人権文化センター
		近隣自治体と合同でワークルールセミナーを開催し、均等な機会や待遇の確保について啓発した。	近隣自治体と合同で「働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー」を開催し、均等な機会や待遇の確保について継続した啓発を行う。【NO.23】	にぎわい創造課
25	労働者への学習機会の提供	近隣自治体と合同でワークルールセミナーを開催し、労働者への学習機会を提供した。	近隣自治体と合同で「働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー」を開催し、労働者への学習機会を提供する。 【NO.23】	にぎわい創造課

施策の展開 2就労および再就職に関する支援

No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
26	就労に関する相談支援	地域就労支援相談により、就職困難者等への支援をした。	地域就労支援相談により、就職困難者等への支援を行う。 【NO.24】	にぎわい創造課
		女性相談において、女性の就労に関する相談に対応した。	女性相談では女性の様々な相談に対応している。就労に係る相談のケースもあるため、引き続き対応する。【NO.26】	人権文化センター
27	就職フェアの開催および求人情報の提供	近隣自治体及びハローワークなどの関係機関との連携により三市一町合同就職フェアを開催した他、求人情報を提供した。	継続的な取り組みが必要であるため、今年度も近隣自治体及びハローワークなどの関係機関との連携により三市一町合同就職フェアを開催する他、求人情報を提供する。【NO.27】	にぎわい創造課
28	女性の就労や再就職に関する情報提供	職業訓練校が開設する講習会の案内等、女性の就労や能力開発に関する情報を提供した。	継続した取り組みが必要であるため、今年度も職業訓練校が開設する講習会の案内等、女性の就労や能力開発に関する情報を提供する。【NO.28】	にぎわい創造課

施策の展開 3多様な働き方への支援

No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
29	パートタイム労働者の支援	大阪府労働環境課等関係機関との連携、紹介による日常的な相談への対応をした。	今年度も大阪府労働環境課等関係機関との連携、紹介による日常的な相談への対応を行う。【NO.24】	にぎわい創造課
		女性相談において、女性の就労に関する相談に対応した。 【再掲 施策No.26】	女性相談では女性の様々な相談に対応している。就労に係る相談のケースもあるため、引き続き対応する。【NO.26】	人権文化センター
30	自営業などにおける従業員への支援	大阪府の融資制度の紹介及び周知を行った。	今後も大阪府の融資制度の紹介及び周知を行う。	にぎわい創造課
		大阪府労働環境課など関係機関との連携による、経営技術の取得・能力向上促進のための講座や相談事業などの情報を提供した。	大阪府労働環境課など関係機関との連携による、経営技術の取得・能力向上促進のための講座や相談事業などの情報を提供する。	にぎわい創造課
		女性相談において、女性の就労に関する相談に対応した。 【再掲 施策No.26】	女性相談では女性の様々な相談に対応している。就労に係る相談のケースもあるため、引き続き対応する。【NO.26】	人権文化センター

施策の展開 4職場におけるハラスメントの防止と心身の健康保持				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
31	職場におけるハラスメントの防止	広報等をとおして、ハラスメントに関する相談窓口等の周知をした。	女性相談や人権擁護委員による相談窓口、関係機関で実施される相談窓口について、広報誌、ホームページ、SNS等を活用し情報発信を積極的に行う。【NO.29】	人権文化センター
		茨木公共職業安定所等や島本町企業内人権啓発推進連絡会との連携により、事業所対象の研修や啓発を実施した。また、茨木公共職業安定所から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知した。 【再掲 施策No.19】	今後も、茨木公共職業安定所や島本町企業内人権啓発推進連絡会と連携し、研修や啓発を行う。また、茨木公共職業安定所等から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知する。 【NO.18】	人権文化センター
		役場において、ハラスメント防止対策を推進し、相談支援や啓発・研修に努めた。	引き続き、同左の取組等によりハラスメントの防止に努める。 【NO.30】	人事課
32	職場における心身の健康保持	関係機関で実施されるメンタルヘルスに関する相談窓口及びセミナー等を周知した。	関係機関で実施されるメンタルヘルスに関する相談窓口及びセミナー等を周知する。【NO.30】	にぎわい創造課
		島本町企業内人権啓発推進連絡会を通じ、事業所に啓発資料等を提供した。	島本町企業内人権啓発推進連絡会を通じ、事業所に対して啓発を行う。【NO.30】	人権文化センター
		産業医や衛生管理者と連携を密にし、健康相談の充実など職員の健康保持増進に努めた。 各種の健康診断、ストレスチェック、健康相談を実施した。	引き続き、同左の事業を行い、職員の健康保持増進に努める。【NO.30】	人事課

基本施策 3 暴力への対策の推進

施策の方向 1. DVの防止と被害者保護の推進《DV対策基本計画》				
施策の展開 1DVを許さない社会づくり				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
33	広報啓発活動の推進	女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)に、広報記事掲載・ポスター掲出・パープルリボンリース展示・相談機関のポスター等展示・職員によるパープルリボン着用促進・女性相談実施時間を夜間へ時間変更などを行った。【再掲 施策No.2】	DVが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることや、身体的暴力だけでなく精神的・社会的・性的・経済的暴力なども含まれること、子どもの面前でのDVは心理的な児童虐待にあたることなど、DVに対する理解が一層深まるよう、さまざまな広報媒体を用いて啓発に努める。【NO.33】	人権文化センター
34	デートDVに関する啓発	第二中学校において「知っていますか？デートDV」と題して講座を実施した。【再掲施策No.5】 啓発冊子「なくそう、デートDV 2人のステキな関係～あなたとあなたの大切なひとのために～」を成人祭等において配布した。	引き続き、啓発冊子等の配布を行い、若年層に向けた啓発を行う。また、中学校と調整し、要望に応じたテーマで適宜講座を実施する。【NO.34】	人権文化センター
施策の展開 2安心して相談できる体制づくりと被害者の安全確保				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
35	相談窓口の周知・充実	DVに関する相談に対応するとともに、被害者支援のための情報を提供した。 【相談件数】113件(町役場関係部署合計) 広報誌・SNS・情報カードの設置などを通じて、相談窓口を周知した。	今後も各関係部署と連携し、引き続き情報提供に努める。【NO.35】 相談窓口が活用されるよう、様々な手法を用いて引き続き周知を図る。【NO.35】	福祉推進課 人権文化センター
36	庁内連携による一貫した被害者支援対策	町内外の関係機関と連携し、緊急時の安全確保、避難後の自立支援等を実施した。	関係機関との連携を強化し、緊急時に迅速に手続きを進めることができるように努める。【NO.38】	福祉推進課
37	庁外機関との連携による通報および被害者保護対策の推進	会議や研修等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、関係職員の資質向上を図った。	大阪府などが主催する研修に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。【NO.39】	福祉推進課
施策の展開 3被害者の自立支援				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
38	自立支援の推進	町内外の関係機関と連携し、緊急時の安全確保、避難後の自立支援等を実施した。【再掲 施策No.36】 相談支援、就労支援資格取得助成、貸付、母子生活支援施設の入所措置など、ひとり親家庭等の自立支援事業を実施した。	関係機関との連携を強化し、緊急時に迅速に手続きを進めることができるように努める。【NO.40】 母子・父子自立支援員による相談支援や必要な支援を講じ、ひとり親家庭等の自立支援事業の実施に努める。【NO.40】	福祉推進課 福祉推進課
39	子どもの安全確保と心のケア	島本町要保護児童対策地域協議会及び家庭児童相談員による個々の子どもや家庭に応じた援助を実施した。	家庭児童相談員による養育支援訪問や個別面談等により、子どもや家庭に応じた援助を実施した。引き続き、関係機関と連携の上、個別の実情に応じた支援の実施に努める。【NO.41】	子育て支援課
施策の方向 2. 男女や親子などにおける暴力の防止				
施策の展開 1男女間の暴力の防止に向けた取組				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
40	性犯罪やストーカー行為など男女間の暴力の防止に向けた取組	若年層の性暴力被害予防月間(4月)に、広報記事掲載・ホームページ公開・ポスター掲出を行った。 女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)に、広報記事掲載・ポスター掲出・人権文化センターホールに關係書籍をあつめパープルに飾り付け・職員のパープルリボン着用推進・女性相談実施時間を夜間へ時間変更などを行った。【再掲 施策No.2】 犯罪を防止するため、防犯灯の設置や修理等を行った。	引き続き様々な手法を用いて啓発を行う。 被害にあった場合の相談窓口について、ふれあいセンター女子トイレに情報カードを配架する。【NO.42】 引き続き犯罪を防止するため、防犯灯の適切な管理を行う。【NO.43】	人権文化センター 危機管理室
施策の展開 2親子間の暴力の防止に向けた取組				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
41	児童虐待の防止に向けた取組	子育て支援課に家庭児童相談員3名及び社会福祉士2名を配置し、児童虐待に対応できる職員体制を整えている。 資料等を活用しながら子どものエンパワメントを高めるプログラムを実施した。	島本町要保護児童対策地域協議会において、実務担当者会議により、要保護児童への支援方針の確認等を行い、虐待防止に努めた。引き続き、関係機関と連携の下、虐待防止対策の推進に努める。【NO.45】 子どもの権利に関する授業を全学年で系統的に実施し、子どものエンパワメントを高めることにつながることができた。今後も継続して取組を進めていく。【NO.2】	子育て支援課 教育推進課
42	高齢者虐待の防止に向けた取組	島本町地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待に関する相談への対応や支援を行うとともに、高齢者虐待の防止対策について検討した。 高齢者虐待に対応する関係機関のつながりを強化するために、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催した。	島本町地域包括支援センターと連携しながら、高齢者の虐待防止や高齢者虐待の相談窓口の住民への周知に取り組む。また、必要に応じて様々な関係機関と連携し、より包括的な支援を行える体制づくりに引き続き努める。【NO.46】	高齢介護課

基本施策 4 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるための支援

施策の方向 1. 性の尊重と健康づくりの支援				
施策の展開 1 妊娠や出産などに関する健康と権利についての啓発				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
43	妊娠や出産などに関する女性の権利の理解促進	茨木公共職業安定所や島本町企業内人権啓発推進連絡会との連携により、事業所を対象とした研修や啓発を行った。	引き続き、男女共同参画講座や広報等を通じて啓発を行うとともに、関係機関と連携し、事業所等への働きかけを行う。【NO.48】	人権文化センター
44	学校における性教育の推進	学習指導要領の「体育科」及び「保健体育科」の内容に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育を授業で実施した。	カリキュラム・マネジメントの観点から、学習指導要領の内容に基づき、各校において児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育を実施した。今後も継続的に実施していく。【NO.49】	教育推進課
施策の展開 2 ライフステージに応じた心身の健康づくり				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
45	生涯を通じた心身の健康づくり支援	「健康づくり事業・食育の取り組みにおける基本方針」(平成31年3月策定)に基づき健康づくり及び食育に関する施策を計画的に推進した。 【事業名】健康診査、各種がん検診 【集団実施回数】19回 【個別実施期間】令和5年4月1日～令和6年3月15日 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として対象者に無料クーポン券を配付(令和5年6月配付) 【事業名】健康相談 【実施回数】35回 【相談者数】延べ606人 【事業名】健康教育 【実施回数】57回 【受講者数】延べ868人 心の病や心の健康に対する正しい理解を促進するため、精神保健福祉に関する情報提供を行うとともに、保健所などの関係機関と連携し、相談支援体制の強化を実施した。	今後も生涯を通じた健康づくりのため、左記の事業を実施する。【NO.55】 保健所など関係機関との会議に参加するなど、連携・相談体制の強化に努める。【NO.55】	すこやか推進課 福祉推進課
46	妊娠・出産時における健康支援	妊娠・出産期を安心して過ごすことができるよう健康診査、保健指導、相談などの充実を図るとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努めた。 【事業名】妊婦健康診査公費助成 ・14回分の妊婦健康診査受診券を交付 (多胎妊婦は14回に5回を加えた回数を上限に交付) 【受診者数】延べ2,668人 【事業名】産婦健康診査公費助成 ・2回分の産婦健康診査受診券を交付 【受診者数】延べ393人 【事業名】パパママクラス 【実施回数】5回 【受講者数】延べ118人	引き続き、妊娠・出産時の支援として、同左の事業を実施する。【NO.48、55】	すこやか推進課
47	学校における健康教育の推進	児童、生徒の発達段階に応じて、健康に関する正しい知識を身につけさせるため、年間指導計画に基づいて適切な健康教育を実施した。	カリキュラム・マネジメントの観点から、各校において児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育を実施するとともに、警察等の関係機関と連携して喫煙、飲酒及び薬物乱用等に関する非行防止・犯罪防止教室を実施する。【NO.49】	教育推進課

施策の方向 2. 高齢者・障害者・ひとり親家庭などの支援				
施策の展開 1. 高齢者、障害者の自立支援と社会参加の促進				
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
48	高齢者に対する保険福祉事業と介護保険事業の推進	令和3年度から令和5年度の3年を計画期間とする「第8期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、基本理念である「高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまち」の実現に向け、高齢者に対する保健福祉事業と介護保険事業を実施した。 令和6年度から令和8年度を計画期間としている第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定した。	島本町での地域包括ケアシステム確立のために、第8期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って必要な事業を推進することができた。 今後は本町でも高齢者の中でも75歳・85歳以上の高齢者が急激に増えていくこと、認知症高齢者や一人暮らし高齢者のさらなる増加が見込まれる中、適切な支援体制・相談体制の維持・整備に向け、引き続き取り組んでいく。【NO.46】	高齢介護課
49	高齢者の社会参加と生きがいづくり支援	人権文化センターにおいて、高齢者の社会参加と生きがいづくりの機会を提供した。 【事業名】いこいの広場事業 【参加者数】 卓球広場…のべ3,341人 囲碁広場…のべ1,006人 絵画広場…のべ452人 カラオケ教室…のべ164人 いきいき百歳体操広場…のべ809人	高齢者の生きがいづくりと外出の機会の確保、他者との交流の場となるよう、引き続き事業を実施する。【NO.56】	人権文化センター
		高齢者福祉センター（ふれあいセンター2階）において、次の事業を実施した。 【事業名】高齢者趣味の教室 【延べ参加者数】1,958人 【事業名】水中歩行訓練 【延べ利用者数】2,604人	ふれあいセンターにおいて、高齢者を対象とした趣味の教室や、水中歩行訓練の事業を開催することで、高齢者の社会参加や、生きがいづくりの場を引き続き提供することができた。 今後も、高齢者の社会参加促進のために、当該事業を継続していく。【NO.56】	高齢介護課
		年長者クラブの活動やボランティア活動の支援を通じ、社会参加や生きがいづくりを支援した。 【事業名】高齢者健康と生きがいづくり推進事業 年長者クラブ連合会に補助し、高齢者を対象とした運動・講座などを実施した。	島本町高齢者健康と生きがいづくり推進事業補助金を通じて、年長者クラブが実施する健康づくりに関する取り組み等を支援することができた。 今後も、当該補助金を通して、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを積極的に支援していく。【NO.56】	高齢介護課
		シルバー人材センターに対して運用支援し、就業機会の確保に努めた。 対象者を60歳以上に限定し、開催していた「シニア世代学級（旧 年長者学級）」は令和4年度を以って終了した。 令和5年度は対象年齢を定めず広い世代に対し学習機会を提供できるよう、講座開講について検討したが、講師の調整等により開講しなかった。	今後もシルバー人材センターに対して運用支援し、就業機会の確保に努める。 対象者を60歳以上に限定し、開催していた「シニア世代学級（旧 年長者学級）」は令和4年度を以って終了している。 令和5年度は講師の調整ができず開講できなかったが、令和6年度は講座開講について検討中である。	にぎわい創造課 生涯学習課
50	介護に関する意識啓発および支援	認知症に関する理解、対応のポイントを通じ、介護の意識啓発などを目的とした、講座の開催などに努めた。 【事業名】認知症サポーター養成講座 【実施回数】14回 【参加者数】689人 認知症サポーターを対象とした、より実践的な知識・スキルを習得してもらうためのステップアップのための講座を開催した。※令和5年度新規 【事業名】オレンジサポーター養成講座 【実施回数】1回 【参加者数】21人 島本町地域包括支援センターを中心に、介護に関する相談を受け支援を行った。 【総合相談件数】延べ1,302件【再掲】	認知症サポーター養成講座は、認知症理解促進のためには必須の事業であることから、今後も引き続き、講座を実施することで広く住民の意識啓発に努めていく。 また、介護に関する支援として、島本町地域包括支援センターを中心に関係機関と連携しながら、介護に関する相談対応と支援を今後も継続していく。【NO.32】	高齢介護課
51	障害者の自立および社会参加に対する支援	障害のある人の社会参加を促進するため、人権文化センターの清掃業務を障害者福祉事業所へ業務委託した。また、新型コロナウイルス感染症に対応消毒業務を引き続き業務委託したほか、啓発用物品の購入を行った。 【業務委託】 トイレ清掃業務 【委託額】547,656円 館内清掃業務 【委託額】91,600円 新型コロナウイルス感染症対応消毒等業務 【委託額】9,160円 【物品購入】 相談窓口啓発用消耗品みづまろくんキーホルダー100個 【購入額】6,000円 啓発用リボン140個 【購入額】7,000円	障害者福祉作業所に清掃業務を委託し、館内を定期的に清掃してもらうことによって施設を清潔に保つことができた。人権文化センターの利用者からも高評価を得ることができた。	人権文化センター
		「第3次島本町障害者計画」（平成30年3月策定）及び「第6期島本町障害福祉計画（第2期島本町障害児福祉計画）」に（令和3年3月策定）に基づき、障害者が自立し、尊厳と生きがいを持ち、地域の一員として安心して暮らすことができるまちをめざし「ともにいきるために」を基本理念に、各種施策を計画的に推進した。	「第3次島本町障害者計画」及び「第6期島本町障害福祉計画（第2期島本町障害児福祉計画）」に基づき、障害者施策を計画的に推進した。今後は、「第4次島本町障害者計画」及び「第7期島本町障害福祉計画（第3期島本町障害児福祉計画）」に基づき、障害者施策を計画的に推進する。【NO.47】	福祉推進課

施策の展開		2ひとり親家庭への支援		
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
52	ひとり親家庭の自立支援	「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」(令和2年3月策定)に基づき、「ひとり親家庭等が安定して生活し、子どもたちが健やかに育つまち」を基本理念に、ひとり親家庭の自立支援のための取組みを計画的に推進した。	「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭に対する各種施策を計画的に推進する。【NO.57】	福祉推進課
		母子・父子自立支援員による相談事業や情報提供の充実を図った。	電話や窓口での相談に対し、的確かつ迅速な情報提供に努めた。【NO.50、57】	福祉推進課
		資格取得助成を行い就労支援を行った。	窓口や相談時などに周知・案内に努めていく。【NO.57】	福祉推進課
		経済的支援を実施した。(養育費の確保のための啓発および法律相談事業、高卒程度認定試験合格のための講座費用助成、寡婦控除のみなし適用、児童扶養手当、教育資金の紹介、ひとり親家庭医療費助成)	相談相手により、必要な支援策が異なるため、聞き取りを丁寧に行い、必要な支援に繋いでいくよう努める。【NO.57】	福祉推進課
		子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂の開設・運営に対する補助を実施した。 【件数】9件中7件【補助額】674,000円	今後の方向性として、島本町内で運営する子ども食堂の活動に関する補助事業を継続し、運営相談などの支援活動も実施していく。【NO.57】	福祉推進課
		ひとり親家庭の就労支援のため、保育所優先入所に対する配慮を行った。	入所審査基準において、ひとり親家庭に対しては加点を行い、優先的に入所できるよう運用している。【NO.57】	子育て支援課
		町営緑地公園住宅「あき家」入居者募集の抽選においては、倍率優遇方式を採用し、福祉世帯の抽選回数を2回にする事で優先入居の促進に努めた。 なお、町営御茶屋住宅については、「あき家」が生じなかったため募集を実施しなかった。	今後においても倍率優遇方式を採用し、福祉世帯の抽選回数を2回にする事で、優先入居の促進に努めるもの。【N.57】	都市計画課
施策の展開		3外国人が暮らしやすい環境づくり		
No.	具体的施策	令和5年度の実施状況	取組に対する評価と課題・今後の方向性	担当課
53	外国人への情報提供の充実	人権文化センター及びふれあいセンター1階「男女共同参画インフォメーション」に外国語人権相談ダイヤルのチラシを配架した。	外国人が母国語で相談できる相談窓口を引き続き周知する。【NO.54】	人権文化センター
		ホームページ多言語自動翻訳システム(Google翻訳)を運用した。	多言語自動翻訳システムを運用後、課題は特にないが、改善点を発見次第必要に応じて、システムの整備を行う。【NO.52】	政策企画課
		音声翻訳機の運用と、外国語版の母子健康手帳を対象者に配布できるよう準備した。 令和5年度は英語版の母子健康手帳を1件配付した。	引き続き同左を活用して対応する。【NO.53】	すこやか推進課
		以前より、(公財)大阪府国際交流財団の大阪府外国人情報コーナーを活用し、三者通話電話により多言語(日本語を含む11言語)の通報に対応。 令和2年6月1日から18ヶ国に対応した多言語通訳サービスを導入したことにより、24時間365日外国人からの火災、救急、救助要請に対応可能となった。また、令和4年4月1日から新たに2ヶ国(ヒンディー語、ベンガル語)が追加され現在は、21ヶ国語に対応。	整備された環境に基づく外国人からの火災、救急、救助要請への対応状況を精査し、必要に応じて、不足する対応を補うなどの検討を進める。また、引き続き外国人との共生社会の実現に向けて、外国人住民が安全・安心に暮らせる環境整備を目指す。【NO.54】	消防本部

資料1 審議会などへの女性の参画状況

基準日：令和6年4月1日

1 議会議員(参考)

	名 称	所管課	総議員数 (人)	うち女性 議員数(人)	女性議員 比率(%)	備考欄
1	町 議 会	議会事務局	14	7	50.0	

2 委員会及び委員(地方自治法第180条の5関係)

	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	備考欄
1	教育委員会(教育長を除く)	教育総務課	4	2	50.0	
2	選挙管理委員会	行政委員会事務局	4	2	50.0	
3	公平委員会	行政委員会事務局	3	1	33.3	
4	監査委員	行政委員会事務局	2	0	0.0	
5	固定資産評価審査委員会	行政委員会事務局	3	0	0.0	
6	農業委員会	にぎわい創造課	14	3	21.4	
合 計			30	8	26.7	

3 法律の規定により国の機関(大臣等)が委嘱する委員

	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	備考欄
1	人権擁護委員	人権文化センター	7	5	71.4	
2	行政相談委員	人権文化センター	2	1	50.0	
3	民生委員児童委員	福祉推進課	51	33	64.7	
合 計			60	39	65.0	

4 附属機関(地方自治法第202条の3関係)

	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	備考欄
1	人権文化センター運営委員会	人権文化センター	5	3	60.0	
2	人権啓発施策審議会	人権文化センター	13	6	46.2	
3	情報公開・個人情報保護審査会	政策企画課	5	2	40.0	
4	行政不服審査会	総務・債権管理課	5	2	40.0	
5	情報公開・個人情報保護運営審議会	政策企画課	5	1	20.0	
6	防災会議	危機管理室	21	3	14.3	
7	国民保護協議会	危機管理室	21	3	14.3	
8	非常勤職員公務災害補償等認定委員会	人事課	5	0	0.0	
9	非常勤職員公務災害補償等審査会	人事課	3	1	33.3	
10	法令遵守推進委員会	人事課	6	0	0.0	
11	住民福祉審議会	福祉推進課	16	7	43.8	
12	民生委員推薦会	福祉推進課	7	5	71.4	
13	障害者施策推進協議会	福祉推進課	14	6	42.9	
14	障害支援区分審査会	福祉推進課	7	1	14.3	

4 附属機関(地方自治法第202条の3関係)						
	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	備考欄
15	高齢者援護施設入所判定委員会	高齢介護課	7	2	28.6	
16	予防接種健康被害調査委員会	すこやか推進課	10	1	10.0	
17	地域医療・保健事業推進協議会	すこやか推進課	11	5	45.5	
18	介護認定審査会	高齢介護課	18	7	38.9	
19	国民健康保険運営協議会	保険年金課	11	7	63.6	
20	介護保険事業運営委員会	高齢介護課	12	3	25.0	
21	環境保全審議会	環境課	13	4	30.8	
22	都市計画審議会	都市計画課	14	3	21.4	
23	バリアフリー基本構想継続協議会	都市計画課	17	3	17.6	
24	景観審議会	都市計画課	7	2	28.6	
25	立地適正化計画策定委員会	都市計画課	6	3	50.0	
26	子ども・子育て会議	子育て支援課	10	6	60.0	
27	奨学生選定委員会	教育総務課	7	3	42.9	
28	社会教育委員	生涯学習課	4	3	75.0	
29	文化財保護審議会	生涯学習課	5	0	0.0	
合 計			285	92	32.3	

5 その他の委員、会議など						
	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	備考欄
1	財産区管理会	総務・債権管理課	46	1	2.2	
2	島本町ふれあいセンター運営協議会	総務・債権管理課	7	2	28.6	
3	地域福祉を進める懇話会	福祉推進課	9	7	77.8	
4	要保護児童対策地域協議会	子育て支援課	34	18	52.9	
5	青少年指導員	生涯学習課	10	4	40.0	
6	スポーツ推進委員	生涯学習課	10	4	40.0	
7	景観アドバイザー	都市計画課	3	0	0.0	
合 計			119	36	30.3	

※ 基準日時点で委員の発令がない等の理由により委員がいない審議会等は記載していません。

6 全体の集計と推移 (2～5の合計)						
基準日	審議会 などの総数	うち女性委員がいる 審議会などの数	割合(%)	総委員数(人)	うち女性 委員数(人)	比率(%)
令和6年4月1日	45	39	86.7	494	175	35.4
令和5年4月1日	45	41	91.1	522	191	36.6
令和4年4月1日	43	40	93.0	508	188	37.0

資料2 女性職員の割合

1. 職員の男女別割合(各年度4月1日現在)

	令和4年度					令和5年度					令和6年度				
	人数(人)			割合		人数(人)			割合		人数(人)			割合	
	全体	女性	男性	女性	男性	全体	女性	男性	女性	男性	全体	女性	男性	女性	男性
職員数	260	92	168	35.4%	64.6%	264	92	172	34.8%	65.2%	266	92	174	34.6%	65.4%
(うち事務職)	159	53	106	33.3%	66.7%	162	54	108	33.3%	66.7%	162	52	110	32.1%	67.9%

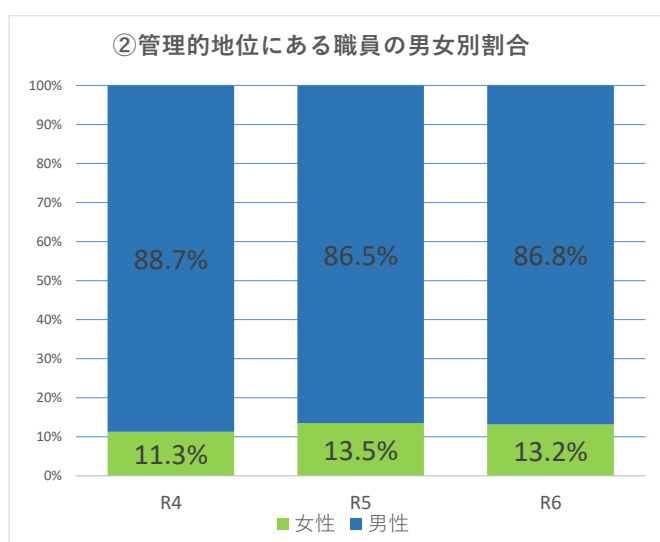
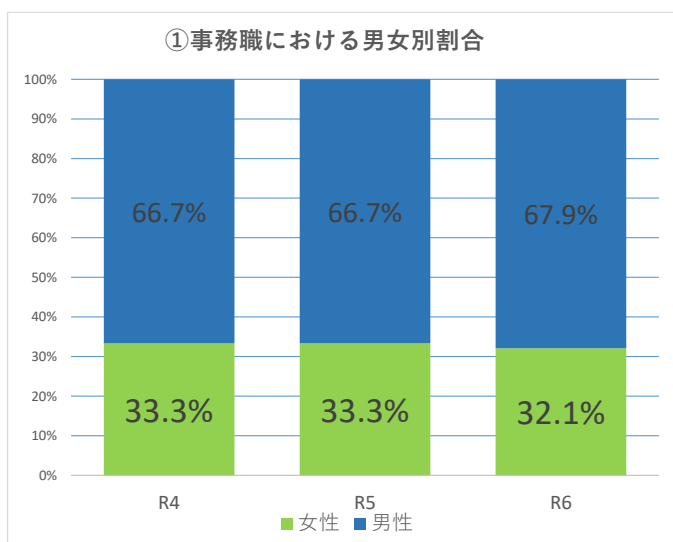
※1 再任用職員を除く。

※2 事務職とは、主に事務系として採用された職員を指します。

2. 各役職段階の男女別割合(各年度4月1日現在)

	令和4年度					令和5年度					令和6年度				
	人数(人)			割合		人数(人)			割合		人数(人)			割合	
	全体	女性	男性	女性	男性	全体	女性	男性	女性	男性	全体	女性	男性	女性	男性
部・次長級	19	1	18	5.3%	94.7%	20	2	18	10.0%	90.0%	20	2	18	10.0%	90.0%
課長・施設長級	52	7	45	13.5%	86.5%	54	8	46	14.8%	85.2%	56	8	48	14.3%	85.7%
管理職 計	71	8	63	11.3%	88.7%	74	10	64	13.5%	86.5%	76	10	66	13.2%	86.8%
係長級	20	2	18	10.0%	90.0%	18	1	17	5.6%	94.4%	19	1	18	5.3%	94.7%
一般職員	169	82	87	48.5%	51.5%	172	81	91	47.1%	52.9%	171	81	90	47.4%	52.6%
総合計	260	92	168	35.4%	64.6%	264	92	172	34.8%	65.2%	266	92	174	34.6%	65.4%

※ 再任用職員を除く。



資料3 男女共同参画講座実施状況

	講座名	実施日	受講者	実施場所	講師
1	読みメン育成講座 ①学習編「やってみたくなる！読み聞かせのコツ」 ②実践編「さあ！子どもに読んでみよう！」	①9月30日 ②10月7日	延べ13人 (対面)	①ふれあいセンター 第一学習室 ②町立図書館 幼児コーナー	ファザーリングジャパン関西
2	家族で学ぶ災害時のクッキング	3月2日	15人 (対面)	人権文化センター 料理教室	大阪ガスネットワーク
3	中学校におけるスマイルセミナー (知っていますか？「デートDV」)	1月19日	3年生全員	第一中学校	ウイメンズセンター大阪 代表 國安 澄江氏
4	中学校におけるスマイルセミナー (性教育講座)	3月14日	1年生全員	第二中学校	道原 舞氏

「しまもとスマイルプラン（第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画）」
に基づく取組内容

	基本目標	施策の展開	具体的施策	取組内容	主な担当課
1	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	1 子どもの頃からの意識醸成	教育や保育の推進	就学前から男女が対等な存在であるという意識を形成していくために、保育所・幼稚園において、性別などにかかわらず一人ひとりの個性や能力を尊重した保育・教育を行います。	子育て支援課
2	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	1 子どもの頃からの意識醸成	教育や保育の推進	学校において、児童生徒の発達段階に応じて、体系的に人権尊重や男女平等について学ぶ教育を推進します。	教育推進課
3	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	1 子どもの頃からの意識醸成	教育や保育の推進	性別などにかかわらず、個性や適性に応じた生き方、進路を選択する力を育成するキャリア教育を推進します。	教育推進課
4	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	1 子どもの頃からの意識醸成	教育や保育の推進	性的マイノリティの子どもへの存在に配慮し、教育の場において、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、これらに基づく差別のない環境づくりを推進します。	教育推進課
5	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	1 子どもの頃からの意識醸成	教育や保育の推進	学校教育全体を通じて、性別による固定的な役割分担意識などにより、無意識のうちに子どもたちの個性や能力発揮の機会を奪っていないか、活動内容の点検に努めるとともに、教職員の理解を深めるための研修に努めます。	教育推進課
6	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	1 子どもの頃からの意識醸成	メディア・リテラシーの向上	SNSなどの普及により、情報の発信主体が多様化し、人権を侵害するような受信も容易となっている現状に対応し、広報媒体などによる注意喚起や講座の開催など、情報を読み解き活用する能力の向上に向けた支援に努めます。	人権文化センター
7	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	1 子どもの頃からの意識醸成	メディア・リテラシーの向上	子どもたちが被害者にも加害者にもならないよう、学校教育などの場で情報モラルの育成に努めます。	教育推進課
8	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	2 あらゆる世代への広報・啓発	意識啓発の推進	国際的な動きや国、府などの取組と連携しながら、広報やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用して情報発信や啓発活動を実施し、あらゆる世代の住民や企業・団体など、幅広い層への意識啓発に努めます。	人権文化センター
9	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	2 あらゆる世代への広報・啓発	意識啓発の推進	講座の開催などを通じて、ジェンダー平等への理解を深めたり、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の気づきと行動変容につながるような機会の提供に努めます。	人権文化センター
10	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	2 あらゆる世代への広報・啓発	性的指向及び性自認の多様性に関する理解促進	広報やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用して、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に向けた情報発信や啓発講座を実施します。	人権文化センター
11	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	2 あらゆる世代への広報・啓発	性的指向及び性自認の多様性に関する理解促進	府と連携して「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知に努めます。	人権文化センター
12	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	2 あらゆる世代への広報・啓発	町の広報物などの点検	町が発行する広報物などにおいて、性別にとられない表現に努めるとともに、ジェンダー平等や性の多様性尊重などの視点から、不適切な表現がないよう点検を行います。	政策企画課
13	1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	2 あらゆる世代への広報・啓発	苦情等申出制度の運用	町の施策に対し、男女共同参画に関する苦情や意見の申出ができる制度を周知するとともに、適切に運用します。	人権文化センター

	基本目標	施策の展開	具体的施策	取組内容	主な担当課
14	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	1 社会的な意思決定への参加促進	審議会などへの女性の参画の促進	各審議会などを所管する課において、委員の性別バランスに偏りが生じないように、委員選出方法の見直しや人材の掘り起こしに努めます。	(登用促進) 全庁(周知啓発) 人権文化センター
15	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	1 社会的な意思決定への参加促進	審議会などへの女性の参画の促進	各審議会などを所管する課との個別ヒアリング及び府の女性人材情報データベースの活用など、男女共同参画担当課において女性参画の促進に向けた支援を行います。	(登用促進) 全庁(支援) 人権文化センター
16	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	1 社会的な意思決定への参加促進	行政における女性職員の活躍推進(島本町特定事業主行動計画による施策)	意識改革・働き方の見直し(時間外勤務時間数の減少、年次有給休暇の取得日数の増加など)、両立支援(女性職員・男性職員の育児休業等の取得率の維持・増加など)、女性職員の活躍推進(職員に占める女性職員の比率、管理職に占める女性職員の比率の増加など)に取り組みます。	人事課
17	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と家庭生活の両立や働き方の見直しについて、広報媒体などを通じ、住民への情報提供に努めます。	人権文化センター
18	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進	性別にかかわらず育児・介護休業などの両立支援制度を利用しやすい職場づくりに向け、一般事業主行動計画の策定促進やイクボスの育成、女性の活躍促進などに係る好事例の紹介など、事業所への周知・啓発に努めます。	にぎわい創造課
19	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	男性の家事・育児・介護への支援	男性を対象とする講座の開催など、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家事・育児・介護に取り組めるような支援や意識の醸成に努めます。	人権文化センター
20	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	男性の家事・育児・介護への支援	パパマクラスにおいて、男女が互いの理解を深め、ともに子どもを育てることの大切さについて啓発します。	すこやか推進課
21	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	均等な機会や待遇の確保の推進	男女が均等な雇用機会や待遇を得ることができ、妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けないよう、関係機関と連携し、男女雇用機会均等法などの周知を図るとともに、相談窓口などの周知に努めます。	にぎわい創造課
22	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	均等な機会や待遇の確保の推進	ハローワーク茨木(茨木公共職業安定所)や島本町企業内人権啓発推進連絡会と連携し、事業所を対象とした研修会を開催します。	人権文化センター
23	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	均等な機会や待遇の確保の推進	近隣自治体と連携して、労働者が労働問題に関する知識を習得できるよう支援します。	にぎわい創造課
24	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	就労および再就職に関する支援	就労支援相談において、地域の企業・事業者・機関・団体と連携し、雇用や就労に関する相談支援を行います。	にぎわい創造課
25	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	就労および再就職に関する支援	福祉事務所において、ハローワーク(公共職業安定所)など関係機関と連携し、ひとり親家庭などの就労支援を行います。	福祉推進課
26	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	就労および再就職に関する支援	女性相談において、女性の就労に関する相談に応じ、助言や専門機関の紹介などの支援を行います。	人権文化センター
27	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	就労および再就職に関する支援	近隣自治体、ハローワーク(公共職業安定所)など関係機関と連携し、求人情報の提供に努めます。	にぎわい創造課
28	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	就労および再就職に関する支援	職業訓練校が開設する講習会の案内など、女性の就労や再就職支援、能力開発に関する情報の収集・提供に努めます。	にぎわい創造課
29	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	職場におけるハラスメント防止とメンタルヘルス	パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントの防止に関して、事業所や住民に対する啓発や、府のオンラインも含めた相談窓口などに関する情報提供に努めます。	にぎわい創造課
30	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	職場におけるハラスメント防止とメンタルヘルス	働く人の心の健康管理に関する情報提供を行います。	にぎわい創造課
31	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	各種子育て支援サービスの提供(島本町子ども・子育て支援事業計画による施策)	地域における子ども・子育てに関するニーズを把握し、幼児教育・保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センターや学童保育など各種子育て支援サービスの提供体制を確保・実施します。	子育て支援課 すこやか推進課
32	2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり	2 働く場における活躍と両立の推進	介護・福祉サービスの提供と相談支援(島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画による施策)	高齢者の介護・福祉サービスの利用動向やニーズを把握し、適切なサービスの確保に取り組むとともに、地域包括支援センターを中心に、介護する人の負担やストレスを軽減するためのサービスの紹介や相談支援などを行います。	高齢介護課

	基本目標	施策の展開	具体的施策	取組内容	主な担当課
33	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	暴力を容認しない意識の醸成	DVが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることや、身体的暴力だけでなく精神的・社会的・性的・経済的暴力なども含まれること、子どもの面前でのDVは心理的な児童虐待にあたることなど、DVに対する理解が一層深まるよう、さまざまな広報媒体を用いて啓発を行います。	人権文化センター
34	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	暴力を容認しない意識の醸成	交際相手からの暴力(デートDV)について、デートDV防止教室やSNSなどの媒体を活用した啓発などを通して若年層への周知啓発に努めるとともに、教職員や青少年に関わる人々への情報提供を行います。	人権文化センター
35	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	安心して相談できる体制づくり	町の相談窓口や警察、大阪府配偶者暴力相談支援センター、国の相談窓口「DV相談+（プラス）」などの情報を積極的に発信します。また、被害を受けた人がためらわずに相談できるとともに、相談を受けた身近な人が本人に相談機関を紹介できるよう、DVの行為類型や、どのような相談ができるのかの例などを挙げて周知するよう努めます。あわせて、「暴力を受けていい人はいない」「被害者は悪くない」という視点を発信し、相談しやすい環境づくりに努めます。	福祉推進課・人権文化センター
36	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	安心して相談できる体制づくり	男性のDV被害者を対象とした相談窓口の周知などに努めます。	人権文化センター
37	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	安心して相談できる体制づくり	女性相談において、DVを含めた様々な悩みの相談に応じます。「相談するほどではない」と思うようなことでも気軽に相談できる窓口であることを周知し、積極的な活用の促進に努めます。	人権文化センター
38	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	相談支援と被害者の保護	町の相談窓口においてDVに関する相談に対応し、安全確保のための的確な情報提供や助言を行うとともに、府の配偶者暴力相談支援センター(女性相談センター、吹田子ども家庭センター)や警察、施設等と連携し、緊急時における安全確保に努めます。	福祉推進課
39	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	相談支援と被害者の保護	被害者が早期に支援につながることができるよう、教育・保育・医療関係者、民生委員児童委員や人権擁護委員などとの連携により、被害者の発見、通報体制の強化充実に努めます。	福祉推進課
40	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	被害者の自立支援	生活支援や就労支援、住宅確保、医療保険や年金、子どもの保育、就学など自立に向けて必要な制度等の情報提供や関係機関との連絡調整、同行支援などを行い、複数の課題を解決しながら被害者の自立に向けた支援を行います。あわせて、心に傷を負った被害者が心理的安定を取り戻すことができるよう、相談支援を通じて心のケアに努めます。	福祉推進課
41	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	被害者の自立支援	面前DV等により被害を受けた子どもを支援するため、子どもに関する相談窓口の情報提供などを行うとともに、相談員などが学校、幼稚園、保育所など関係機関と連携し、同伴する子どもの安全確保と心のケアに努めます。	福祉推進課 子育て支援課
42	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	性犯罪やストーカー行為などの防止に向けた取組	「若年層の性暴力被害予防月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、大阪府や警察などの関係機関と連携し、性犯罪やストーカー行為などの暴力防止に向けての啓発や、各種相談窓口の周知を行います。	人権文化センター
43	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	性犯罪やストーカー行為などの防止に向けた取組	防犯灯や防犯カメラの設置など、防犯環境の整備を推進します。	危機管理室
44	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	性犯罪やストーカー行為などの防止に向けた取組	「しまもとタウンメール」により、不審者情報などの緊急情報を迅速に配信します。	政策企画課
45	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	児童虐待防止対策（島本町子ども・子育て支援事業計画による取組）	要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携により虐待を受けている児童などの早期発見や適切な支援を行うとともに、虐待防止に関する啓発、児童相談の充実などに取り組みます。	子育て支援課
46	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	高齢者虐待防止対策（島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画による取組）	地域包括支援センターなどで相談に応じ、必要な支援につなげるとともに、虐待を受けた高齢者の保護および養護者支援、通報義務の周知啓発などに取り組みます。	高齢介護課

	基本目標	施策の展開	具体的施策	取組内容	主な担当課
47	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者支援	障害者虐待防止対策（島本町障害者計画・島本町障害福祉計画／障害児福祉計画による取組）	虐待の防止・早期発見・早期対応を図るための体制整備を進め、相談・通報への対応、調査・指導等を適切に行うほか、虐待防止のための啓発や研修を行います。	福祉推進課
48	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識の普及	妊娠・出産などに関し、女性が自分のからだを大切にし、自己決定することができるよう、情報提供に努めます。	人権文化センター すこやか推進課
49	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識の普及	児童や生徒の発達段階に応じて、生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけ、互いの性を尊重できる意識を養うことができる教育を進めます。	教育推進課
50	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援	困難な問題を抱える女性への支援	ひとり親・女性支援員を配置するとともに、相談事業や関係機関との連携などを通じ、様々な困難な状況に置かれている女性の実情に応じた支援を行うなど、相談支援体制の強化に努めます。	福祉推進課
51	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援	困難な問題を抱える女性への支援	女性相談において、困難な問題を抱える女性からの様々な悩みに対応するとともに、国の方針や府の計画などの動向も踏まえ、関係機関との連携強化や支援を実施します。	人権文化センター
52	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援	外国人への情報提供などの充実	ホームページにおいて、多言語自動翻訳システムを活用し外国人への情報提供の充実を図ります。	政策企画課
53	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援	外国人への情報提供などの充実	外国語版の母子健康手帳を対象者に配布します。	すこやか推進課
54	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援	外国人への情報提供などの充実	外国人住民を対象とした日本語教室などの活動支援に努めます。	人権文化センター
55	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援	ライフステージに応じた男女の健康づくり支援（島本町健康づくり事業・食育の取組における基本方針による施策）	がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の予防に向け、栄養・食生活や運動、休養、飲酒、喫煙などさまざまな生活習慣の改善のための取組、早期発見・重症化予防のための検診や保健指導、身体的特性や生活環境、健康意識などを踏まえたライフステージに応じた健康づくり支援などに取り組みます。	すこやか推進課
56	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援	自殺予防対策の推進（島本町地域福祉計画／自殺対策計画による施策）	地域のネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知の充実、生きることを促す支援の充実などの取組を推進します。	福祉推進課
57	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援	ひとり親家庭の支援（島本町ひとり親家庭等自立促進計画による施策）	相談支援、子育て・教育支援、生活支援、就労支援など、ひとり親家庭等が安定して生活し、子どもたちが健やかに育つまちの実現に向けた取組を推進します。	福祉推進課
58	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	3 男女共同参画の視点による防災対策	男女共同参画の視点を取り入れた防災啓発	防災に関し、男女共同参画の視点を取り入れた講座の実施、広報媒体を活用した情報発信などにより、啓発に努めます。	人権文化センター
59	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	3 男女共同参画の視点による防災対策	避難所などの運営における配慮	災害時の避難所運営におけるプライバシーの確保、女性専用の設備や物品、着替えや授乳のための場所の確保、避難所生活における安全性の確保など、平時から十分に配慮し、その体制を確保します。	人権文化センター 危機管理室
60	3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	3 男女共同参画の視点による防災対策	避難所などの運営における配慮	性別などにかかわらず避難生活における心配ごととの相談に応じることができる体制の整備に努めます。	人権文化センター 危機管理室